相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市大池三五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　梅田　通夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

事務所静岡県掛川市亀の甲一丁目一四番七号　相続財産管理人　司法書士　桑原　淑浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府箕面市桜井二丁目三八八番地四、最後の住所兵庫県芦屋市大東町一二番八号　被相続人　亡　黒瀬　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階　相続財産管理人弁護士　阪口　德雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市黒原城内町一七八番地、最後の住所大阪府寝屋川市黒原城内町二一番五号　被相続人　亡　中道八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

大阪市北区西天満五丁目一番二号南森町パークビル六階　相続財産管理人弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市宮前町神前上段川四一番地、最後の住所大阪府高槻市大塚町三丁目一五番一号　被相続人　亡　森　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

事務所北九州市小倉北区堅町一丁目二番三〇号　相続財産管理人　司法書士　堀江　達哉

平成二十四年一月二十七日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番四号信用保証ビル六階　相続財産管理人弁護士　宮下幾久子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市江崎町一番地一、最後の住所鳥取県鳥取市栗谷町二五番地の一　被相続人　亡　古山　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

鳥取県鳥取市片原一丁目一一五番地　相続財産管理人　弁護士　駒井　重忠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市戸畑区初音町一一番、最後の住所北九州市戸畑区初音町一一番七―一一〇三号　被相続人　亡　牧野　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

福岡県行橋市大橋三丁目一八番八号サニービル原田一階　相続財産管理人　弁護士　古賀　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市戸畑区小芝二丁目七番、最後の住所北九州市戸畑区千防二丁目一一番一一号　被相続人　亡　門元　道江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

事務所北九州市小倉北区堅町一丁目二番三〇号　相続財産管理人　司法書士　堀江　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市中央区船町六九番地、最後の住所福岡市東区香住ヶ丘五丁目一九番一四号　被相続人　亡　中山　眞孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

福岡市中央区警固二丁目一二番一二号警固丸ビル二階警固法律事務所　相続財産管理人　五十三　伸

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年1月27日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社進栄企画　②東京都知事(2)80361　③取締役　水沼進　④東京都江戸川区西瑞江３丁目20番地　有限会社進栄企画　取締役　水沼進

①株式会社ヒューマン・エコ　②東京都知事(2)82660　③代表取締役　宇住晃治　④東京都中央区日本橋人形町三丁目11番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋堀留町二丁目６番６号　株式会社エル・エス管財　代表取締役　宇住晃治

①日本土地建物株式会社　②国土交通大臣(4)125　③代表取締役　吉田卓郎　④東京都千代田区霞が関一丁目４番１号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中区栄二丁目１番１号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区霞が関一丁目４番１号　日本土地建物株式会社　代表取締役　吉田卓郎

①ストラテジック・マネジメント・エル・エル・シー　②東京都知事(1)87876　③日本における代表者　田中秀司　④東京都港区六本木一丁目６番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル、ウィルミントン、センターヴィル・ロード2711番地400号室　コーポレーション・サービス・カンパニー気付　ストラテジック・マネジメント・エル・エル・シーチーフ・エグゼクティブ・オフィサー　ベンジャミン・ヤング

①株式会社オンテックス　②国土交通大臣(1)7755　③代表取締役　小笹公也　④大阪府大阪市浪速区湊町２丁目２―45　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市中央区西心斎橋１丁目12―19西心斎橋ＳＨＵビル１階　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市浪速区湊町２丁目２―45　株式会社オンテックス　代表取締役　小笹公也

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年一月二十七日

一、墳墓等所在地　熊本市城南町宮地九一〇番地

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　熊本市城南町宮地九一一―一　米原　博